

調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン

1 位置付け

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（国）」、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」及び「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（東京都）」などを踏まえ、調布市が管理する公共施設の開館・利用に当たって、感染防止対策として実施すべき事項について基本的な考え方と講じるべき対策を整理したものである。

各施設においては、本ガイドラインに示した感染防止対策を踏まえ、施設の状況に合わせた適切な対応を講じていくものとする。

2 公共施設の開館・利用における感染防止に向けた基本的な考え方

国の緊急事態宣言の発令及び東京都の緊急事態措置の実施に合わせて、現在、休館及び貸出しを休止している公共施設について、「咳エチケット」、「マスクの着用」、「手洗いの徹底や手指の消毒」などの基本的な対策を含め、「三つの密」を避けることなど、感染防止対策を講じることを前提として、各施設の開館・利用・諸室の貸出しを行う。今後も各施設の状況や特性に応じて、安全性を確保した施設から段階的に施設の開館・利用を行っていく。各施設の開館・利用状況は、本ガイドラインと合わせて、「調布市公共施設の開館・利用再開状況一覧」を市ホームページで示すものとする。

なお、今後の国の対処方針をはじめ、感染拡大の動向や専門家会議での提言や、東京都のロードマップの検証状況などを踏まえ、必要に応じて対策案を見直すなど、適宜対応を図っていく。

イベント・催し物等の開催における感染防止対策及び開催規模等の基準（参考）

（2020.07.09）

【参加者及びスタッフ関係者】

- 手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底（事前にマスク持参を促す）
- 受付及び会場での間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の確保
  - ※会話等による飛沫感染の危険が軽減できる程度に利用者間の距離が確保できる配置とすること
- 体調管理（事前に体調確認を促し、発熱等の症状や体調不良の方の入場制限や検温を実施）
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者名簿等を適正に管理
- その他の感染防止対策について記載